

議案第五十七号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求める。

平成五年六月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年六月貳拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）
 の一部を次のように改正する。

別表中

社会教育指導員	月額	六〇、〇〇〇円	同右	車賃の実費額
---------	----	---------	----	--------

を

社会教育指導員	月額	六〇、〇〇〇円	同右	車賃の実費額
国際交流員（語学指導等を行う招致外国青年）	予算の範囲内で町長が定める額			

に

改める。

附 則

この条例は、平成五年七月一日から施行する。